

第6次中期計画



社会福祉法人
京都府社会福祉協議会

もくじ

1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・目的	3
2 計画期間	3
3 計画策定の考え方	4
4 地域福祉を取り巻く課題(第5次中期計画の成果と課題)と政策の動向	8

2章 基本理念、使命、推進目標

1 基本理念	17
2 使命	17
3 目指すべき社会(推進目標)	18
4 役割・機能	18

3章 重点方針と取組方策

I 重点方針	20
II 取組方策	22
1 つながり、支え合う住民参加による福祉の地域づくりの推進	22
2 困りごとをとりこぼさない支援活動の推進	25
3 地域福祉の推進を担う市町村社協との連携協働と活動支援	28
4 社会福祉法人・福祉施設の経営支援と連携協働	30
5 地域福祉に携わる人材の確保・育成・定着支援の推進	32
6 こども未来プロジェクトの推進	34
7 大規模災害等非常時に対応できる支援体制づくり	36
8 京都府社協の経営基盤強化	38

4章 計画の推進体制

1 市町村社協、社会福祉法人、民生児童委員、当事者団体、専門職団体、NPO、行政等との連携・協働による推進	43
2 計画の進行管理	43
用語解説	44
中期計画策定委員会設置要綱	48
中期計画協議の開催日・開催回数等	49

1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・目的

- 京都府社会福祉協議会（以下、「京都府社協」という。）は、平成16年度から中長期的な視点から京都府社協の役割や活動方針、重点的に取り組むべき事業を明らかにした「中期計画」を策定して、適切な運営を行い、着実に事業を推進してきました。
- これまで、社会経済環境の変化、地域福祉の状況、国や京都府等の政策動向に対応して、20年間に5次にわたる改定を重ねてきましたが、このたび、「京都府社協第5次中期計画」が令和6年度に最終計画年度が終了するにあたり、後継計画として「第6次中期計画」を策定します。

2 計画期間

- 本計画の推進期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

多様な主体との連携協働による地域共生社会の実現と 京都府らしい地域福祉の推進

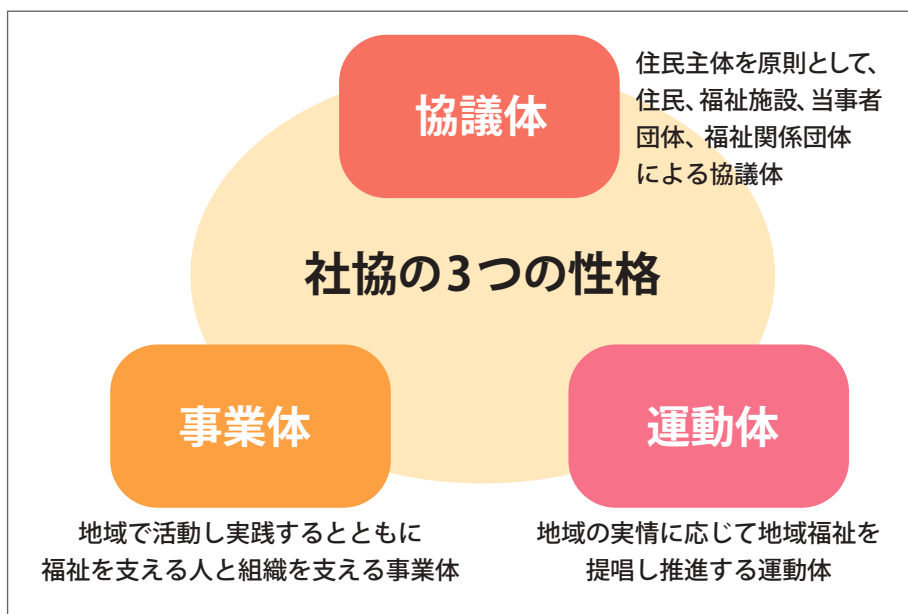
第5次中期計画期間中の成果と課題、地域社会の変化、政策の動向を振り返り、また今後の社会展望などを踏まえて、第6次中期計画における京都府社協の経営と事業推進の根幹となる基本理念、目指すべき社会（推進目標）、使命等を示し、地域共生社会の実現、京都府らしい福祉の地域づくりの実現に向けて重点方針と取組方策を明らかにした計画とします。

なお、基本理念については、この間の社会の変化を踏まえ今後を見据えても、妥当性があることから、第5次中期計画を引き継ぐこととしています。

社会福祉協議会の特性を活かした事業推進

社会福祉協議会は、住民主体を原則として、住民、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）、社会福祉法人・福祉施設、当事者団体、福祉関係団体、地域の関係者による協議体、地域の実情に応じた地域福祉を提唱し推進する運動体、地域で活動し実践するとともに福祉を支える人と組織を支える事業体であります。

全国・都道府県・市町村に設置されている全国ネットワークを持つ公共性・公益性の高い非営利の民間団体であるという組織特性を活かした事業を推進します。



京都府の「第4次京都府地域福祉支援計画」 及び「社会福祉協議会基本要項 2025」との連動

京都府が、令和5年度に策定した「第4次京都府地域福祉支援計画」では、重点的な取組として①地域における包括的な支援体制の整備、②様々な地域福祉課題に対する取組、③地域福祉を支える担い手の確保・育成、④災害時にも強い地域福祉の推進を掲げており、同計画と連動しながら取組の推進を図ります。

また、全国社会福祉協議会が、今後の社会福祉協議会のあり方を示した「社会福祉協議会基本要項 2025」も踏まえた取組を推進します。

SDGsの理念と目標につながる取組の推進

SDGsは、2030年を期限とする地球上の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を誓った国際目標です。この理念と目標は、地域共生社会の実現に向けた取組につながるものであり、改めてSDGsの理念を意識した取組を進めます。

また、ウェルビーイング（心身の健康と人生への幸福感・満足感、人や社会とのつながりなど）、生命と地球の尊重、格差の縮小などを重視した議論もされているので、この動きも注視しながら対応します。



コロナ禍を越えて

前期計画期間中に、誰もが経験したことのないコロナ禍に見舞われ、暮らしのあり様が一変し、人と地域の交流が制限され、絆の希薄化も余儀なくされました。その厳しい環境の中、住民やボランティアの皆さんは、つながりを紡ぎ直し、支え合いました。社会福祉施設においても、役職員が困難に向き合い、利用者の生活を支え、権利を守りました。京都府社協、市町村社協は一丸となって生活福祉資金コロナ特例貸付や生活支援等に取り組み、一人ひとりの暮らしを支えました。

また、この間オンライン会議・研修などICTの活用が必須となる一方、福祉を担う人材の不足が喫緊の課題となっています。今後、これらの課題を解決し福祉の価値を高めるためには、AI・ロボットの活用・導入を推進することが重要であり、他産業との連携も必要になります。テクノロジーの活用やDX化により、福祉サービスの質と働く環境の向上を図るとともに、この間の経験と住民や福祉に携わる全ての皆さんの温かい心と人々の命と生活を守る使命感を大切にする計画にしたいと考えています。

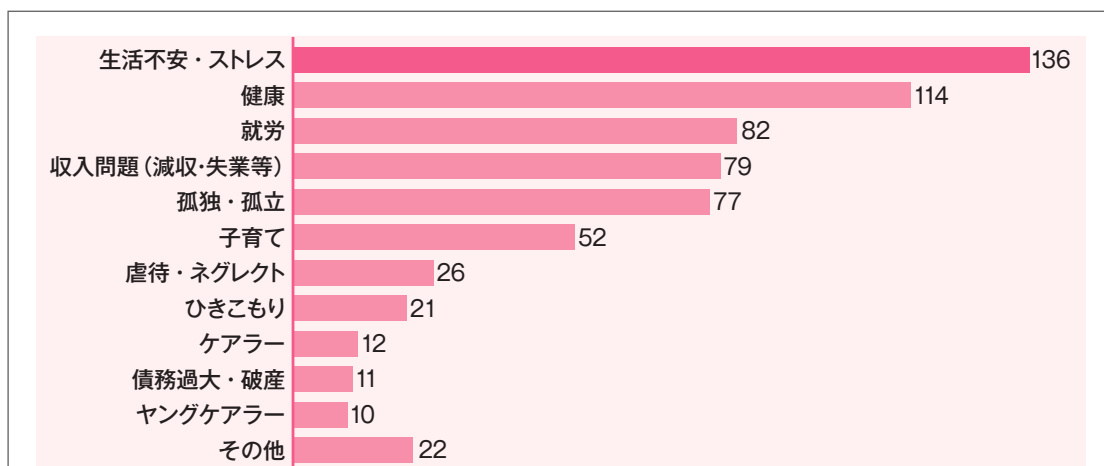


図1. コロナ禍で深刻になった生活課題（複数回答、n=190）

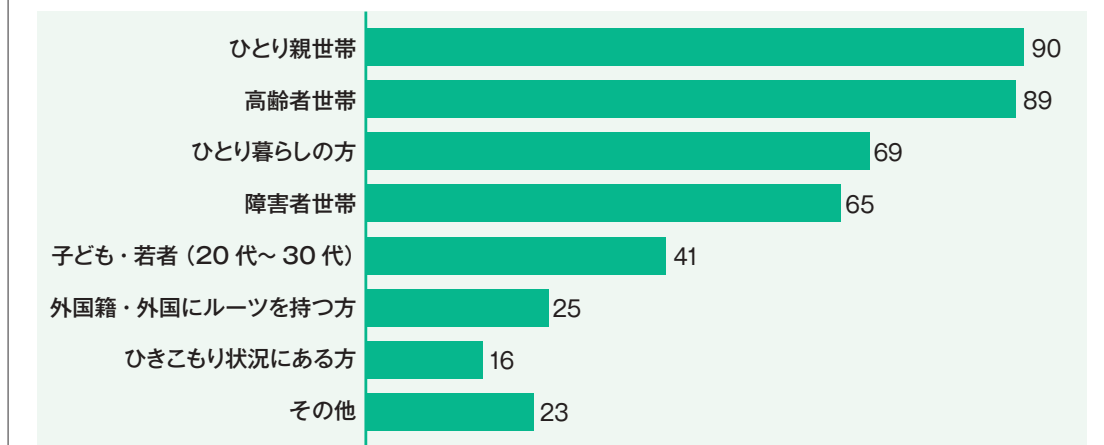


図2. コロナ禍で生活課題が顕在化した住民層（複数回答、n=190）

出典：京都の福祉 2023年1月号（no.605）p.5

第6次計画期間中の重点的な取組事項

今期間中においては、こどもを支援する取組の充実及び災害時等支援体制の強化について特に重点的な事項として取り組みます。

●こども支援の重点化について

少子化の急激な進展、児童虐待やこどもの貧困が大きな社会問題となっていますが、次代を担うこどもが権利主体として安心して成長できるようにするのは、今を生きる大人の責務です。地域社会や国家の未来を思うときにも、重要な課題であります。国や京都府においては様々な施策が講じられており、京都府社協においても、重点方針の一つに掲げて積極的に取り組みます。



【写真左】京都府農林水産技術センターの枝豆収穫体験

【写真右】木津川市内のこども食堂

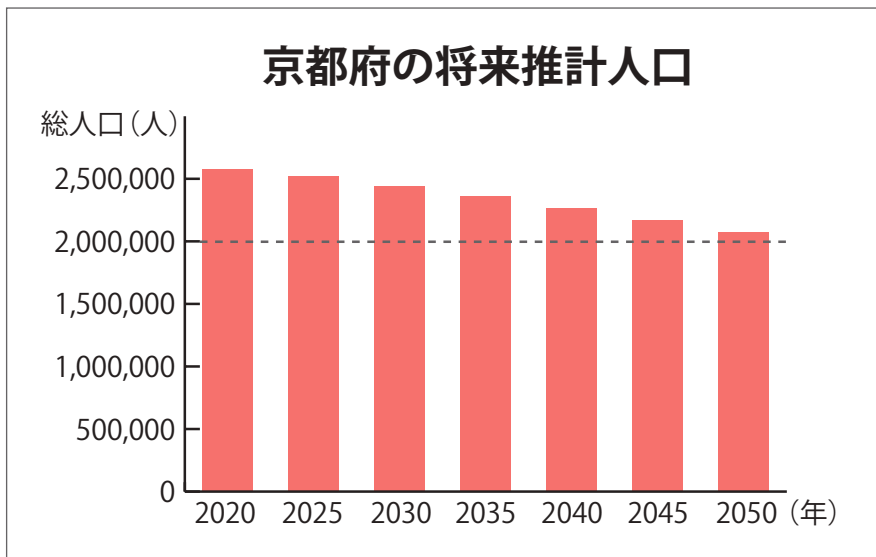
●災害時等支援体制の強化について

近年、災害発生が頻発化、激甚化していますが、私たちは、コロナ禍や相次ぐ災害をとおして、生命の尊さ、日常のあたりまえの暮らしや人と人のつながりのありがたさを再認識しました。福祉は人々の生活を整えるものであり、災害時等にも強い地域福祉推進が喫緊の課題であることから、京都府社協では、今後5年間の重点方針の一つとするものです。

(1) 地域社会の変化

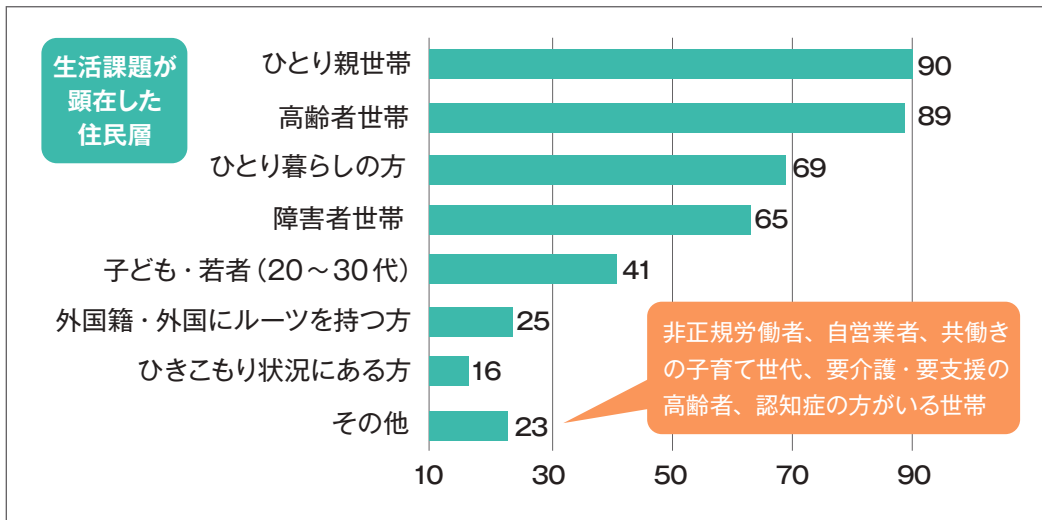
○人口減少社会、社会経済環境の変化

- 京都府の人口は今後も減少傾向・少子高齢化が進むと予想されており、地域差はありますが、限界集落といわれる持続可能性が課題となっている地域が増加しています。
- 令和2年の国勢調査によると、全国の単身高齢者は672万世帯です。また、令和6年度の国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、令和2年の全国の単身高齢者は738万世帯であり、2030年には887万世帯を超えると推計されています。身寄りのない高齢者の増加も予想されています。
- 電気・ガソリンなどエネルギー価格や消費者物価の高騰が続き、多くの住民の生活が苦しくなっています。
- 企業規模による格差や正規雇用者と非正規雇用者間の格差など、所得格差が拡大しています。



出典：「国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

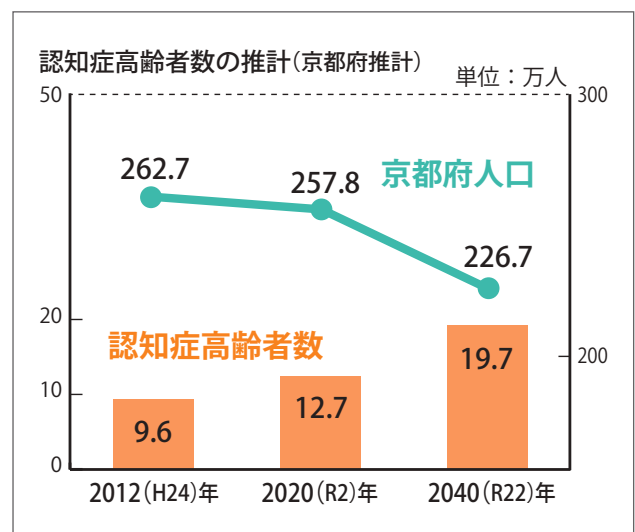
- コロナ禍でひとり親家庭、若者、外国籍の人、障害者、高齢者、生活困窮者の方々などの生活課題が顕在化しました。



京都府社協「コロナ禍における民間社会福祉活動等調査」

○地域福祉課題の複雑化、複合化

- 単身世帯や認知症高齢者の増加、障害者の地域生活移行の推進等により、地域において支援を必要とする住民が増加傾向にあります。
- 虐待件数の増加、こどもの自殺者数の増加、マイノリティへの支援、8050問題等引きこもりなども大きな問題となっています。
- ダブルケアラーや介護と仕事の両立などの課題を抱える人や制度の狭間にある問題が浮き彫りになっています。
- 一人暮らしの高齢者の増加及び障害者の地域生活移行、親亡き後の支援等により、権利擁護支援を必要とする方が増加しています。
- 過疎地域においては、通院や買い物等の外出、地域交通の減便・廃止による交通弱者など地域生活の課題が深刻化しています。
- 福祉や介護だけでなく、住居、就労、教育等まで含めた分野横断的な生活課題も広がっています。



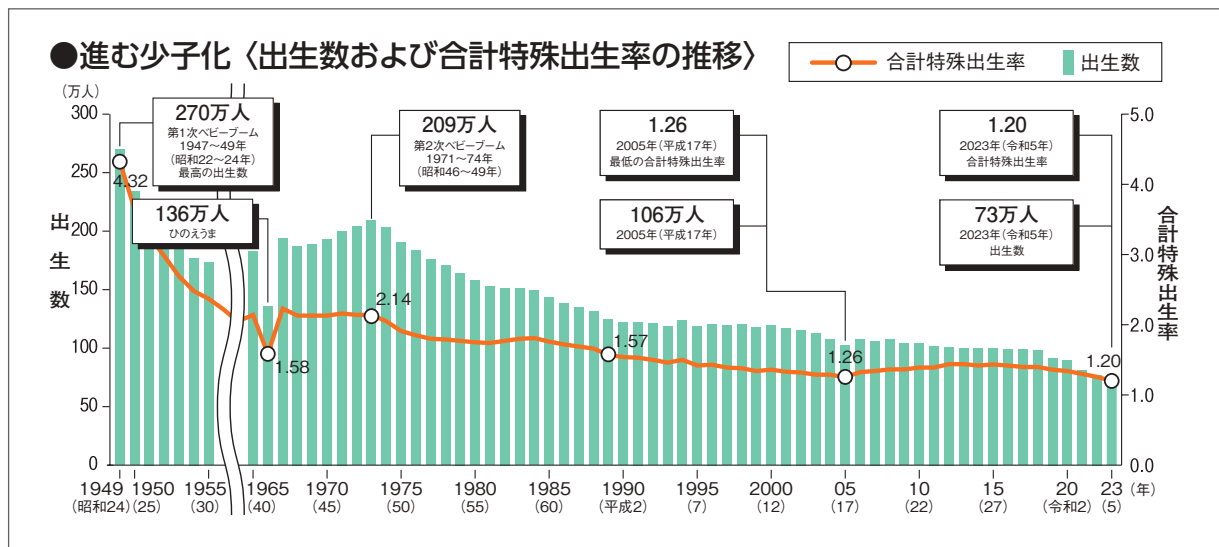
出典：第4次京都府地域福祉支援計画 一部改

○地域福祉活動、担い手

- 価値観やライフスタイルの変化、つながる機会を持ちづらい人や定年の引き上げなどにより、自治会や消防団などの地域活動に参加する人が先細りになっています。
- 市民活動やボランティア活動、まちづくりや社会課題の解決に関心を持つ若い世代の活動や、SDGsの理念を意識した企業の社会貢献・CSR活動も広まっています。
- コロナ禍においても、高齢者等の見守り活動が継続され（地域ひとつなぎ事業により助成）、絆ネットにより地域住民や商店・事業所等による声掛け・見守り活動が実施されましたが、令和5年の5類移行後も人の交流は元には戻っていません。

○こども・若者を取り巻く状況

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、出生数が令和4年で約79.9万人、令和5年75.8万人、令和6年には72.1万人となり政府予測よりも速いペースで少子化が進んでいます。（参考：2000年119万人、2020年84.1万人）



出典／参考文献：一般財団法人地域社会ライフプラン協会発行「令和7年度版 今日からはじめるライフプラン」

- 児童虐待件数の相談件数の増加、不登校やいじめが過去最多、ヤングケアラーの問題などが、こどもたちの生きづらさにつながっています。

- 「夏休みあけに痩せて登校してくるこどもがいる」に端的に表されるように、令和3年のこどもの貧困率が11.5%（9人に1人）という厳しい現状があります。

	1997 (H9)	2000 (H12)	2003 (H15)	2006 (H18)	2009 (H21)	2012 (H24)	2015 (H27)	2018(H30)		2021 (R3)
								旧基準	新基準	
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典：第4次京都市域福祉支援計画（令和6年3月策定）

- きょうとフードセンターやきょうとこどもの城づくりフォーラムを開催し、子ども食堂やこどもの居場所づくりを支援していますが、府内全域での広がりが課題となっています。



上京区の子ども食堂
「おかえり食堂」

- 生活福祉資金（教育支援資金）貸付や児童養護施設を退所する若者を対象に施設等入所児童自立支援金貸付を実施していますが、チャレンジできる支援を検討する必要があります。

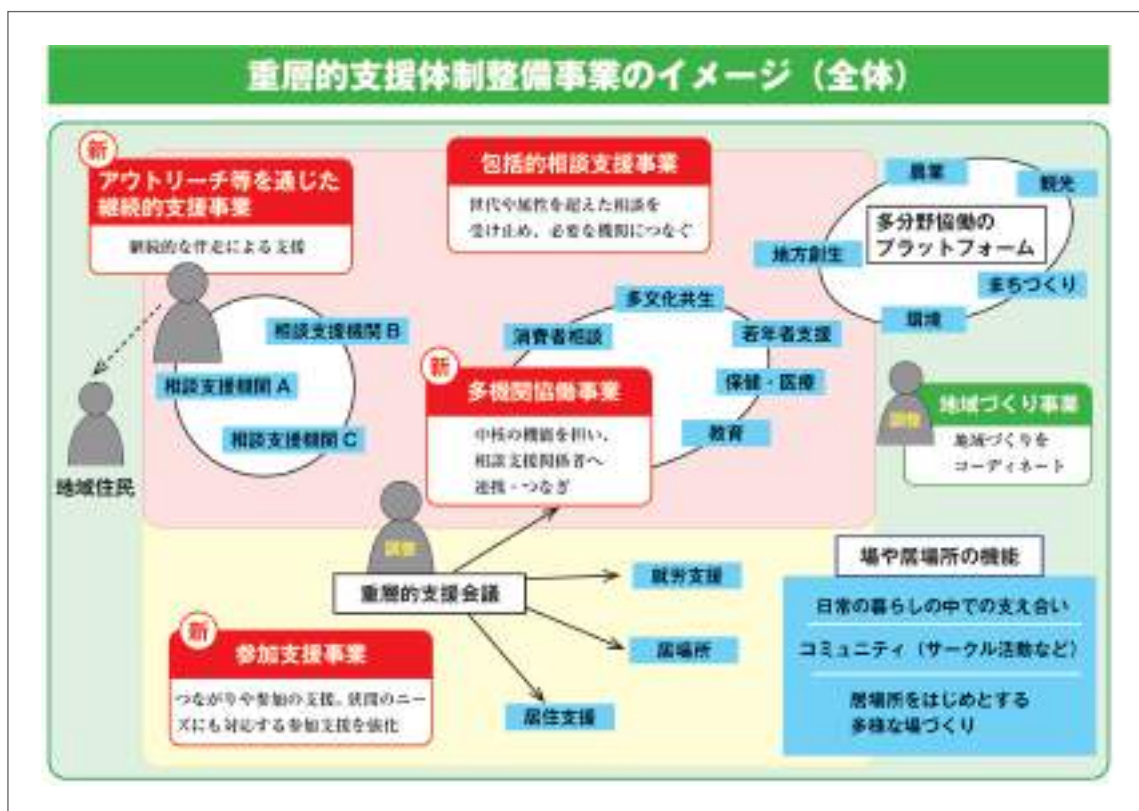
○市町村社協の活動状況

- 地域の支え合い機能が低下し、市町村社協に対する期待が大きくなっています。
- 地域福祉の施策化が進む中、市町村社協においては行政からの補助事業や委託事業の増加により事業規模が拡大しており、組織マネジメントや財政基盤の強化が必要になっています。

(2) 地域福祉政策の動向

○地域共生社会の実現

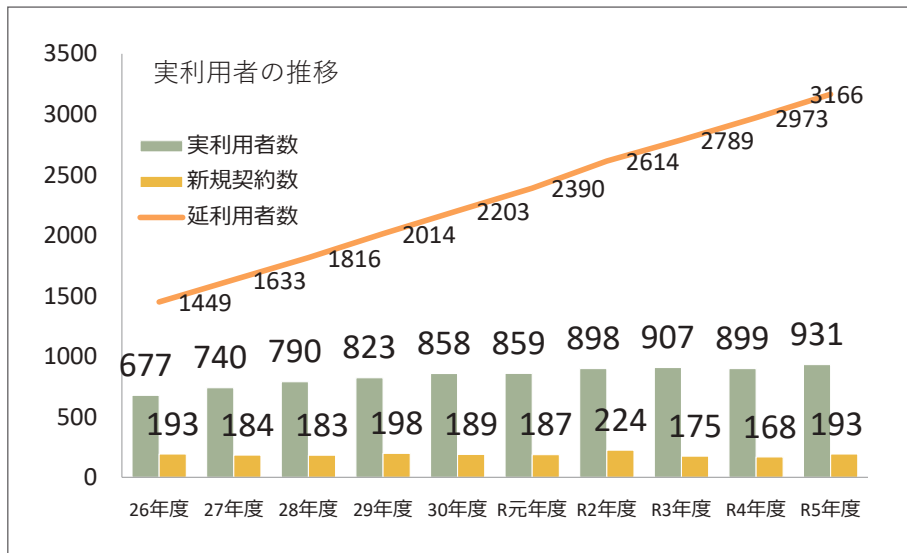
- 平成 29 年の社会福祉法改正により、各市町村において地域 住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制のモデル事業の実施が進められてきました。
- 京都府社協では、令和 4 年度から、重層的支援体制整備事業後方支援事業を受託し、包括的な支援体制づくりを支援しています。



出典：京都の福祉 2023 年 3 月号

○権利擁護の推進

- 地域福祉権利擁護事業については、平成12年度から福祉の制度が措置から契約へと移行した際に、認知症や障害者等の契約手続支援のために開始されましたが、幅広く日常生活の意思決定支援を行っており、京都府内で931件(令和5年度)の契約となっています。



出典：京都の福祉 2025年1月号

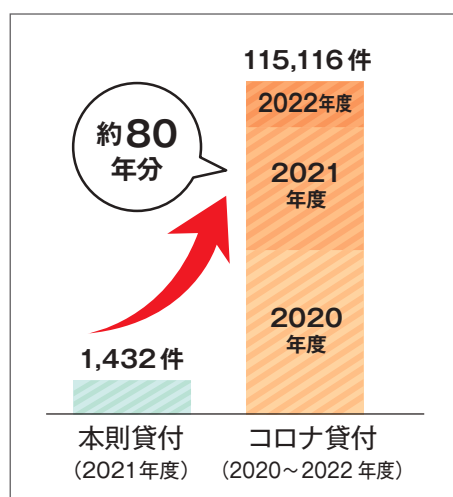
- 市町村社協において体制が十分でないこと、成年後見制度のような契約締結支援ができないこと、また身元保証等多様な支援ニーズに対応できないなどの課題が生じています。
- 法人後見について、令和4年度に検討会を実施し、令和5年度から厚生省のモデル事業を実施しています。
- 令和4年度の国連障害者権利委員会から、インクルーシブ社会の早急な実現について勧告がされました。

○こども基本法の成立、こども家庭庁の設置

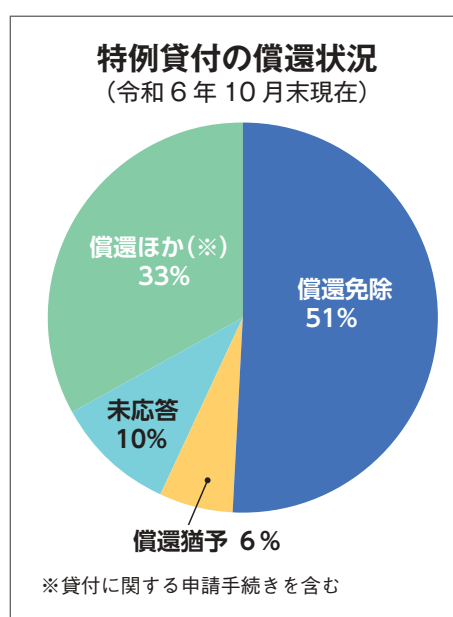
- 少子化に歯止めがかからない一方、こどもの貧困問題、児童虐待、ヤングケアラーなど子どもを取り巻く環境が深刻となる中、令和5年4月の「こども基本法」施行及び「こども家庭庁」の設置により、社会全体でこどもの成長を支援する動きが広がっています。
- 令和5年12月にこども基本法に基づき、こども・若者が権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ることなどを方針として定める「こども大綱」が制定されました。

○生活困窮者に対する支援

- 生活福祉資金コロナ特例貸付について、平年ベースの約80年分となる約11万5千件、約475億円の貸付を実施しました。この間、厳しい経済状況にもかかわらず、生活保護世帯数が増加しなかったことから、社協が大きな役割を果たしたと考えられます。
- 令和6年1月から償還が始まり、約60%が償還免除・猶予、30%が償還中となっています。これらの生活困窮者や未償還者に対するきめ細かい対応が課題となっています。
- 相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指すことを目的に、「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行されました。



出典：京都の福祉 2023年7月号



出典：京都の福祉 2025年1月号

○社会福祉法人改革

- 平成 30 年度に社会福祉法が改正され、経営組織のガバナンスの強化や事業経営の透明化、地域における公益的な取組を実施する責務が必要となりました。

○京都府総合計画等への位置付け

- 京都府が令和 5 年 3 月に策定の「京都府総合計画」に「地域共生社会づくり」や「地域福祉の向上に向けた取組を支援します」という文言が初めて掲載され、また、令和 6 年 3 月に策定された「京都府地域福祉支援計画」に京都府と京都府社協が地域福祉推進の車の両輪であると初めて記載されました。

○京都府社協の組織財政基盤強化の取組

- 令和 3 年度に会員資格を事業所単位から法人単位へとする新会員制度を発足させました。
- 令和 4 年度に旧社会福社会館会計を分離し、法人会計を健全化するとともに、令和 5 年度から顧問税理士を設置して事務事業の監査体制を強化しました。

2章

基本理念、使命、推進目標

1 基本理念

「つながりをいかして、だれもが尊厳をもって
いけることができる社会をつくる」

2 使 命

京都府社協は、
「つながりをいかして、だれもが尊厳をもっていけることが
できる社会をつくる」という基本理念に基づき、
目指すべき社会（推進目標）に向かって
住民主体の原則により、住民とともに
時代の変化に立ち向かい、
行政や地域福祉を進める団体・施設等と連携協働し、
支える人と組織を支え、
誰一人取り残されない地域共生社会の実現と
京都府らしい
福祉の地域づくりを進めます。



3 目指すべき社会(推進目標)

基本理念を実現する目指すべき社会として、次の「推進目標」を掲げます。

- 国籍、人種、民族、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いに関わりなく、全ての人の尊厳が守られる社会
- 多様性を認め合い、一人ひとりが大切にされ、ともに支え合いながら、生活することができる社会
- 住みたい地域で、自己決定・社会参加をしながら、支援を受けられ、つながりを持って、安心して暮らすことができる社会
- 誰もが安心して福祉・介護・保育等のサービスや必要な支援を受けることができる社会
- 福祉で働く人が専門性と誇りを持ち、自分を大切にしながら働くことができる社会

4 役割・機能

- 地域福祉活動の推進と住民参加の支援
- 生活相談と権利擁護の支援、セーフティネットづくり
- 市町村社会福祉協議会の活動支援、連絡調整、連携協働
- 社会福祉施設の事業経営に関する支援・助言、連携協働
- 地域福祉を担う人材の確保・育成・定着支援
- 多様な関係団体・施設等の連携協働のプラットフォーム
- 地域福祉に係る調査研究、情報収集・発信及び政策提言

京都府社協定款(抄)

第1条 この社会福祉法人（以下、「法人」という。）は、京都府における社会福祉事業その他の社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- (7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (8) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 京都府福祉人材・研修センターの業務の実施
- (11) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 成年後見事業
- (14) その他この法人の目的達成のため必要な事業

③章

重点方針と取組方策

I 重点方針

1 つながり、支え合う住民参加による福祉の地域づくりの推進

2 困りごとをとりこぼさない支援活動の推進

3 地域福祉の推進を担う市町村社協との連携協働と活動支援

4 社会福祉法人・福祉施設の経営支援と連携協働

5 地域福祉に携わる人材の確保・育成・定着支援の推進

6 こども未来プロジェクトの推進

7 大規模災害等非常時に対応できる支援体制づくり

8 京都府社協の経営基盤強化

7つの役割・機能

地域福祉活動の推進と
住民参加の支援

生活相談と権利擁護の支援、
セーフティネットづくり

市町村社協の
活動支援、連絡調整、連携協働

社会福祉施設の事業経営に
関する支援、助言、連携協働


地域福祉を担う
人材の確保・育成・定着支援


多様な関係団体・施設等の
連携協働のプラットフォーム


地域福祉に係る調査研究、
情報収集、発信及び政策提言


重点事項


8つの重点方針

1  つながり、支え合う住民参加による
福祉の地域づくりの推進


2  困りごとをとりこぼさない
支援活動の推進

3  地域福祉の推進を担う
市町村社協との連携協働と活動支援

4  社会福祉法人・福祉施設の
経営支援と連携協働

5  地域福祉に携わる
人材の確保・育成・定着支援の推進

6  こども未来プロジェクトの推進

7  大規模災害等非常時に
対応できる支援体制づくり

8



京都府社協の経営基盤強化



Ⅱ 取組方策

1 つながり、支え合う住民参加による福祉の地域づくりの推進

地域の絆や交流、地域福祉コミュニティを支えるために、地域福祉活動への住民の参加や組織化、新たな取組、福祉の地域づくり活動を支援します。

①地域福祉活動・組織化の支援

- ◆地域住民が自分たちの思いを反映させ力を集めて実践する地域福祉活動を通じた福祉の地域づくりを支援します。
- ◆住民参加による福祉活動の連絡調整、地域の実践活動や取組の発信、担い手確保などにより地域福祉活動を支援します
- ◆小地域において見守り・声掛け等の支え合い、助け合い活動を実施する絆ネット事業など、住民や事業者など地域の関係者の連携によるネットワークづくりを推進します。
- ◆ウェルビーイング（心身の健康と人生への幸福感・満足感、人や社会とのつながりなど）を重視した地域の活動を支援します。
- ◆地域における住民の身近な相談相手、生活課題の発見者、支援者である民生委員・児童委員との連携協働を強化するとともに、なり手の確保を支援します。



福知山市の民生委員活動

② ボランティア活動の振興・支援

- ◆地域においてボランティア活動を行う個人、団体、NPO法人等に対し、研修会の開催、連絡調整など支援を行います
- ◆大学、高校や企業と連携して、大学生、高校生など若者や現役世代のボランティア活動への参加を促進します。
- ◆福祉分野にとどまらず、まちづくりや社会課題の解決をめざすボランティア活動やNPO法人等とのネットワークや連携協働を図ります。
- ◆ボランティア団体等の活動情報を提供するHP「きょうとボランティア・ネット」の充実により、地域における担い手確保やボランティア活動を支援します。
- ◆京都ボランティアバンク事業により、地域福祉の課題解決や福祉の地域づくりを行うボランティア活動への助成を行います。



生活にお困りの世帯へ
野菜を提供する活動（亀岡市社協）

③ 当事者・当事者団体等の活動支援

- ◆当事者が課題を発信し、地域の理解を深めたり、福祉施策に反映することをできるような活動を支援します。
- ◆住民・地域の関係者や当事者の団体相互が理解を深め、つながることができる活動を支援します。
- ◆誰もが誰かを支え、役割を持って活動できる取組や参加支援する活動を支援します。

④ 地域福祉推進のプラットフォーム

- ◆地域福祉活動のプラットフォームとして、関係団体・機関の特性を生かしてコーディネー
トし、地域福祉課題の情報収集・提供、課題解決に向けた協議の場づくりを推進します。

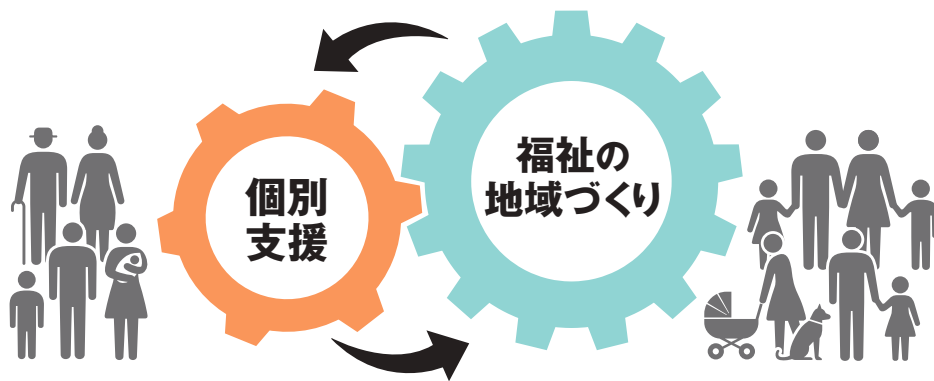
- ◆住民のニーズ、地域の声や市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設など福祉の各分野の声を行政や関係機関につなぎます。
- ◆社協の地域福祉活動のパートナーである京都府共同基金会との連携を進めます。
- ◆複雑・複合化した福祉の課題に対し、福祉分野だけでなく、行政や自治会、教育、医療、商工業、多文化共生等多様な機関との連携により、課題解決に取り組む活動を支援します。

⑤福祉教育の推進

- ◆福祉に対する関心につながるきっかけづくりを行い、福祉のすそ野を広げる福祉教育を推進します。
- ◆全ての人々が人権を尊重され、社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりがともに生きる力を育む福祉教育を推進します。

⑥福祉の地域づくりと個別支援の一体的展開

- ◆住民が支え合う福祉の地域づくりと一人ひとりのニーズに寄り添った相談支援・生活支援等の個別支援を一体的に展開します。



ひとりの生活課題をもとに、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりにつなげていく!

2 困りごとをとりこぼさない支援活動の推進

全ての人の尊厳が守られ、地域社会とのつながりを持って、自己決定し、社会に参加しながら生活ができるよう、困りごとを取りこぼさないような支援活動を推進します。

①ソーシャルインクルージョンの推進

- ◆障害者や高齢者、ひとり親家庭やマイノリティなどすべての人が、孤独や孤立に陥ったり排除されることなく、社会の一員として人や地域とつながって生きることができるような啓発や事業を推進します。
- ◆重層的支援体制整備事業の体制整備の支援を強化し、情報交換会、調査により市町村における横断的なネットワーク、包括的な体制づくりを支援します。

②生活福祉資金コロナ特例貸付制度フォローアップ支援の推進

- ◆コロナ特例貸付の借受人等の生活再建支援を行うため、府社協が、償還免除・償還猶予等の手続きや相談支援など適切な償還支援を推進します。
- ◆市町村社協が配置する「温ったか京都・寄り添いワーカー」による生活相談の支援活動や生活困窮者の支援を通じた支え合いの地域づくり活動を支援します。



③総合的な地域福祉権利擁護支援の推進

- ◆判断能力に不安のある人の手続きや意思決定支援など、住民が安心して地域で暮らすことができるよう、市町村社協とともに地域福祉権利擁護事業を推進します。
- ◆地域福祉権利擁護事業とともに法人後見事業及び簡単な金銭管理、身元保証、居住支援、死後事務等を一体的に行う総合的な地域福祉権利擁護支援体制を提案し、京都府など行政や市町村社協、社会福祉法人、職能団体、司法関係機関と連携して推進します。



出典：京都の福祉 2025 年 1 月

④生活福祉資金の貸付、生活困窮者相談支援の推進

- ◆生活福祉資金の貸付事業の推進を通じて、生活の不安や課題を抱える方に対する生活再建、自立支援、相談支援等の活動を推進します。
- ◆自立相談支援機関や就労支援機関等との連携により、住居の確保、就労、社会参加、暮らしの相談・支援を推進します。



⑤予防的福祉アプローチの推進

- ◆気軽に立ち寄れる「ちょっと相談会」等の相談会の開催や見守り活動など、問題の早期発見、早期対応につながる活動を支援します。
- ◆支援を必要としている人を見逃すことなく受け止め、必要なサポートができるような活動を支援します。
- ◆孤独・孤立や経済的困窮など困りごとを抱えていても自ら「助けて」と支援を求められない人に対するアウトリーチによる活動を支援します。

- ◆地域とのつながりを持たないなど、地域において支援が必要と考えられる人を早期に発見し、社会的な孤立をうまない活動を支援します。



出典：京都市民生児童委員協議会ひかり
2025年1月号 No.195

⑥「困りごとがあれば、社協へ」活動の推進

- ◆社会福祉協議会の敷居を低くし、「困りごとがあれば、とりあえず社協の窓口に」に、また「ボランティアをしたい方も社協へ」という活動・広報を推進します。
- ◆生活福祉資金や地域福祉権利擁護事業など取組内容が、住民にわかりやすく利用しやすい広報資料を作成します。
- ◆「断らない相談」、「受けとめる相談」など相談支援活動を強化し、必要な場合には関係機関につなぎます。

⑦福祉サービス苦情解決事業の推進

- ◆福祉サービス運営適正化委員会の事務局を担い、中立的な立場で福祉サービスの利用者や家族と福祉サービス提供者との橋渡しを行い、安心して苦情を申し出ることができ、その苦情が福祉サービスの透明性と質の向上につながるよう取り組みます。

図1 サービス分野別件数

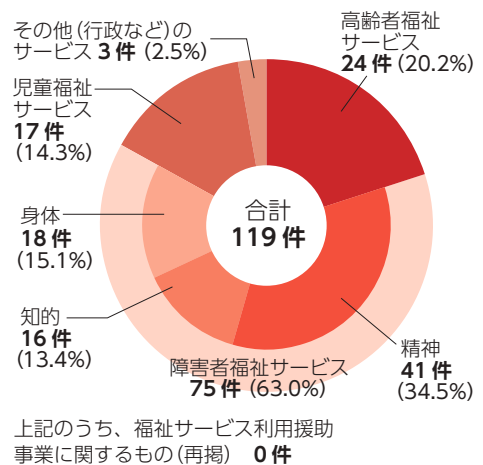


表1 令和5年度 苦情・問い合わせ等

	初回	継続苦情	問い合わせ
来所	5	/	4
書面・電話等	97		122
その他(メール等)	17		3
合計	119	205	129

総受付件数 453件 (昨年度実績868件)

表2 初回苦情の内容

	高齢	障害	児童	その他	計
職員の接遇	7	36	7	2	52 (43.7%)
サービスの質や量	3	11	4	0	18 (15.1%)
権利侵害	3	7	3	0	13 (10.9%)
説明・情報提供	3	7	1	1	12 (10.1%)
被害・損害	3	6	0	0	9 (7.6%)
利用料	2	2	1	0	5 (4.2%)
その他	3	6	1	0	10 (8.4%)
合計	24 (20.2%)	75 (63.0%)	17 (14.3%)	3 (2.5%)	119 (100.0%)

出典：京都の福祉 2024年7月

3

地域福祉の推進を担う市町村社協との連携協働と活動支援

市町村社協と福祉の地域づくりや個別支援を連携して実施するとともに、市町村社協相互の連絡及び事業の調整や市町村社協の事業・運営課題等に係る助言を行い、市町村社協の機能強化を支援します。

① 広域的見地・地域特性に配慮した活動支援

- ◆市町村社協の活動・組織に関するデータの収集・分析・提供を行います。また、地域（市町村社協等）に出向き、役職員の声や現場の状況など地域の状況を把握します。
- ◆社会情勢の変化や地域特性、市町村社協のニーズ、体制等に対応した事業を展開します。
- ◆単独の市町村社協では実施が困難な場合や広域的な見地から取り組むべき課題について、市町村社協相互の連携実施や京都府社協との共同実施などにより活動支援を行います。
- ◆市町村社協の地域福祉活動計画の策定を支援します。
- ◆市町村社協間の協議の場を設けて、課題解決に向けて連携して取り組みます。
- ◆市町村社協が実践する先進的な事業について、報告会・研修会の開催や広報により、情報共有や好事例の横展開、府域全体への普及・拡大を図ります。



② 市町村社協連合会の活動支援

- ◆市町村社協連合会の事務局を担い、役職員の参画による協議や研修、ブロック活動などの活性化、連携強化を支援します。



第12回きょうと地域福祉活動実践交流会

③市町村社協の活動に係る情報提供、人材育成支援

- ◆地域福祉活動・ボランティア活動、生活福祉資金貸付事業、コロナ特例貸付制度フォローアップ相談支援事業や地域福祉権利擁護事業等の各種事業に関する会議や研修会の開催、情報提供等を通じて市町村社協の事業推進の強化を図ります。



京都府社協第6次中期計画シンポジウム（令和7年1月27日）

- ◆多岐にわたる業務について、課題の共有、情報交換、職員同士の横の交流などを通じて、市町村社協に伴走した事業運営を進めます。
- ◆初任者研修など階層別研修の実施やコミュニティワーカー、コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動支援を行います。
- ◆福祉課題に係る情報共有や共同研究に取り組むオンラインによるサロン活動等を推進します。



オンラインサロン

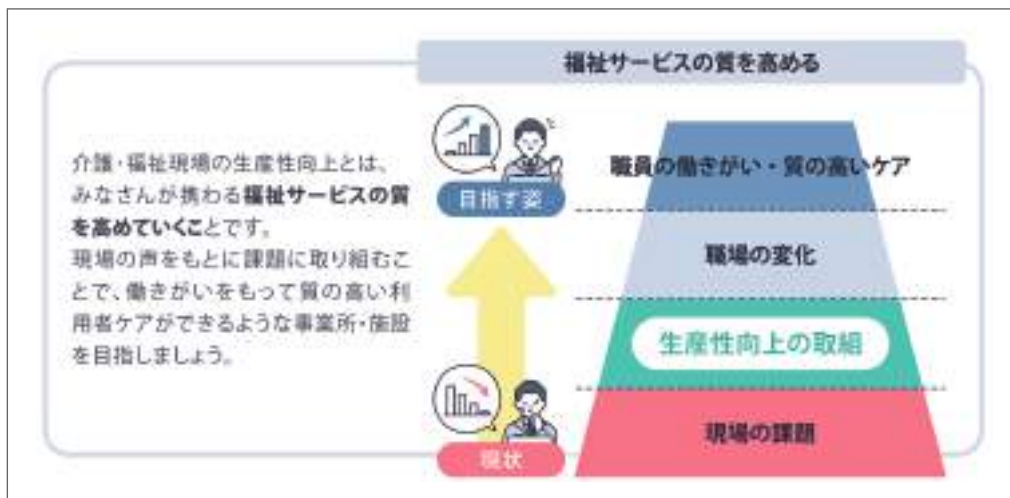
社会福祉法人の経営支援・情報提供を行うとともに、社会福祉法人・福祉施設の活動支援や相互の連携強化を推進します。

①社会福祉法人・福祉施設の経営支援

- ◆京都府社会福祉法人経営者協議会（以下、「経営協」という。）や京都府社会福祉施設種別協議会と連携した企画調査、セミナーの開催、交流の場づくり等を行います。
- ◆福祉施設が福祉サービスを提供するだけでなく、社会になくてはならない社会インフラであり、地域の雇用を提供する場でもあることをPRするなど、福祉の価値を高めます。
- ◆社会福祉法人に対する経営相談や施設整備に必要な資金の貸付による支援を行います。
- ◆経営協と連携して、福祉従事者の処遇改善など報酬改定に向けた取組を進めます。

②福祉サービスの質の向上と働きやすい環境をつくる業務改善

- ◆福祉サービスの質向上と職員の負担軽減など働きやすい・働きがいのある職場をつくる福祉施設の改善活動やAI・ロボット導入を支援します。
- ◆介護・福祉職場業務改善支援センター（仮称）を設置して、業務改善、ICT化・ロボット導入の相談支援、産業界と連携した介護ロボットの共同開発を推進します。



出典：「一緒に始めよう！社会福祉施設等の生産性向上」リーフレット

③社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

- ◆社会福祉法人と社会福祉協議会が市町村域単位で連携協働して行う地域福祉活動を促進します。
- ◆社会福祉法人が地域の一員として複数の施設が連携して行う「わかプロジェクト」等を通じて社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進を図ります。
- ◆社会福祉法人の地域における公益的な取組について、府内や全国の社会福祉法人の実践事例の紹介・発信を行います。



④福祉に携わる職能団体との連携協働

- ◆社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士、介護支援専門員、ホームヘルパーなど福祉に携わる職能団体と連携して、福祉従事者の価値を高め、専門性を発揮して働くことができる環境づくりを推進します。

⑤京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局の運営

- ◆質の高い福祉サービスの提供を目指し、第三者による福祉施設の運営状況、サービス提供状況等の評価を行う京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の運営・調整業務を担います。

受診実施件数

	R4	R5	R6
介護サービス分野	149	134	134
福祉サービス分野	84	98	82
合計	233	232	216

5 地域福祉に携わる人材の確保・育成・定着支援の推進

「福祉は人なり」と言われるように、地域福祉の推進を図る上で福祉人材は重要な役割を果たします。京都府内で唯一の福祉に係る無料職業紹介所としての機能及び都道府県福祉人材センターとしての京都府社協の総合力を生かした人材の確保・定着の支援を行うとともに、福祉人材育成のため、現場に求められる研修を実施します。

①介護・福祉・保育で働く人を増やし、働き続ける環境づくりの支援

- ◆福祉人材・研修センターにおける就職相談事業のほか、就職全域フェアや地域ごとに開催する就職説明会などを開催します。特に府北部地域における人材確保・定着を推進します。



FUKUSHI 就職フェアKYOTO の会場の様子



ポスター「FUKUSHI 就職フェアKYOTO」

- ◆インターネットやSNS等ICTを活用して、福祉の魅力発信や若者などの人材確保に向けた多様な取り組みを推進します。
- ◆小中高校との連携による仕事理解促進、福祉の魅力発信を推進します。
- ◆福祉職場の環境改善・魅力発信を行い、従事者の確保・定着を促進します。
- ◆介護支援専門員実務研修受講試験の実施、法定研修や事業所のニーズに対応した研修の実施など、福祉人材の確保・定着・育成を支援します。
- ◆福祉人材養成校・大学における説明会の開催や教員との連携など学校を通じた福祉人材の確保対策を推進します。
- ◆介護福祉士や保育士の修学資金貸付事業等の実施により、福祉人材の確保や定着支援を行います。

②外国人介護人材、保育人材の確保対策の推進

- ◆外国人介護人材支援センターにより、外国人介護人材に対する日本語や介護技術などの専門性向上支援、地域のネットワーク形成、受入れ施設職員に対する相談支援など、長期的な外国人介護人材の確保・定着方策を推進します。
- ◆保育人材マッチング支援センターにより、保育人材の就職フェア、マッチング相談や市町村等と連携した地域ごとの就職支援を行います。

③支える人のエンパワメントを目指す学びとつながりの場づくり

- ◆福祉・介護・保育で働く従事者が、エッセンシャルワーカーとして誇りを持って働くことができる取組を推進します。
- ◆地域福祉・ボランティア活動する者及び市町村社協、社会福祉法人・福祉施設等の役員に対して、永年勤続功労者や顕著な功績のあった者として顕彰します。
- ◆社会福祉施設・市町村社協において求められる人材育成のため、社会の動きや現場ニーズを踏まえながら、階層別・種別・課題別の研修を計画的、体系的に実施します。
- ◆種別協議会や職能団体等との連携や現場従事者の研修企画・評価への参画により、現場ニーズに則した質の高い研修を実施します。
- ◆研修受講事業所の裾野を広げ、福祉サービスを向上します。
- ◆働きやすい職場づくりに寄与する研修に取り組みます。
- ◆研修動画を会員や施設の従事者がいつでもどこでも視聴・受講できるような活用を進めます。

6 こども未来プロジェクトの推進

未来を担うこどもたちが、健やかに成長でき、夢や希望を持って挑戦することができる環境をつくります。

①こどもを主体とする活動の推進の支援

- ◆こどもの視点を尊重し、意見を言いやすい環境をつくり、その意見を反映した取組を展開します。
- ◆こどもが安心して豊かに成長できる取組を充実します。



②こども食堂・こどもの居場所づくり

- ◆きょうとフードセンターの運営を行い、こども食堂やフードパントリーとのマッチング業務やネットワークづくりを推進します。
- ◆こども食堂、フードパントリーや居場所づくり活動の設置・運営に係る相談助言、情報提供、研修会等を行います。
- ◆福祉の分野を超え、こどもの居場所や子育てについて考えるフォーラムを行政や地域の団体と連携して開催します。
- ◆ごちゃまぜの多世代交流によるこども食堂、居場所活動支援を通じて、地域づくり、つながりづくりを進めます。
- ◆地域の保育園や児童養護施設等と連携して行うこどもの居場所づくりや子育て支援活動を支援します。



南区のこども食堂
「おてらごはん」



久御山町のこども食堂
「ひと・まち・ジャンクション」

③ケアリーバー支援の推進

- ◆児童養護施設退所者やひとり親家庭に対する就学・就労・資格取得のための貸付制度を推進します。
- ◆社会福祉法人との連携によるケアリーバー支援事業の創設と運用により、安定した生活と自立を支援します。

④福祉と教育の連携

- ◆家庭環境にかかわらず、こどもたちが希望する教育が受けられるよう、学校等との連携を強固なものにして生活福祉資金教育資金等をとおして進学支援を行うなど、貧困世帯のこども支援を行います。
- ◆地域や学校などと連携して福祉活動の実践及び福祉的な支援・相談窓口などの福祉教育を進めるとともに、福祉と教育（学校）の交流、連携を強化してこども支援を推進します。

⑤子育て支援活動・青少年活動の推進

- ◆児童虐待の早期発見・防止、ヤングケアラーの支援、こどもを犯罪被害から守る活動など、こどもの育ちを支える児童委員等との連携を深め、相談支援活動を支援します。
- ◆ボランティアバンク事業により、青少年が中心となって行う活動や地域ぐるみで行う子育て支援活動を支援します。

7 大規模災害等非常時に対応できる支援体制づくり

京都府や市町村社協、災害ボランティアセンター、社会福祉法人・福祉施設、災害支援NPOなど関係者との災害支援ネットワークを活かし、「備えよ常に」のとおり、平時から備えるとともに、災害時に住民の力を集め被災地・被災住民の支援活動を行います。

① 京都府災害ボランティアセンター事務局の運営

- ◆地震や洪水など災害が発生時には、被災地との連絡調整、災害ボランティアセンターの運営、調整業務などを担います。
- ◆市町村災害ボランティアセンターの運営支援や情報共有、ボランティアの派遣等を行います。



災害ボランティアセンター運営訓練



令和5年台風7号浸水被害地域での災害ボランティア活動

- ◆市町村社協が設置する災害ボランティアセンター職員の研修・訓練を行うとともに、連携協働をとって平時から顔の見える関係を構築し、非常時に備えた取組を推進します。

② 被災者の生活支援、復興支援

- ◆京都府や市町村社協との情報共有・連携協働を図り、災害発生時から復興期まで、被災者の自立・生活再建、被災地域の復興支援を行います。
- ◆市町村社協や社会福祉法人・福祉施設のBCP（事業継続プラン）の策定を支援します。

③被災した社会福祉法人・福祉施設の復旧支援

◆被災時にも生活を整える役割を持つ福祉施設について、経営協等との連携により、迅速に事業継続等の復旧支援を行うことができる体制を整備します。

④京都DWAT事務局の運営

◆京都府との共同により、京都府災害派遣福祉チーム（京都 DWAT）活動の運営を担い、災害時に避難所等において福祉的な視点で寄り添い活動を進めます。

⑤災害福祉支援センターの設置

◆災害ボランティアセンター、DWAT事務局、災害ケースマネジメントの普及等の機能を調整し一体的に運営する「京都府災害福祉支援センター（仮称）」の設置を検討します。



「京都 DWAT」リーフレット

今後5年間の中期計画を確実に実施していくため、組織財政力や調査研究、情報発信力を着実に高めるとともに、その推進のエンジンとなる将来の京都府社協を担う職員育成を充実します。

(1) 組織・財政基盤強化

① 組織運営体制の強化

- ◆正副会長会・理事会・監事会・評議員会の活性化など、公平・公正で開かれた運営とガバナンスの強化を図ります。
- ◆法令遵守（コンプライアンス）の徹底、財務規律の強化・内部通報制度の適正な運用など公正な組織運営を推進します。
- ◆運営に係る情報開示などアカウンタビリティを積極的に進めるとともに、個人情報の保護や情報セキュリティ対策を強化します。
- ◆福祉関係団体だけでなく幅広い団体との連携によりオール京都の力を結集して、地域の社会福祉の向上に取り組めます。

② 業務運営の改善

- ◆職員が、部や課等の垣根を越えて京都府社協全体のことを考え自由闊達に議論できる職場、やりがいや誇りを持って働ける職場づくりを進めます。
- ◆事務・事業の点検・見直し、経費削減、仕事の進め方の改善など、事務の効率化を推進するとともに、RPAや電子決裁、AIの活用など、DX化を積極的に進めます。
- ◆職員の意識改革の推進並びに顧問弁護士・税理士等の指導や内部監査の充実により、適正かつ迅速、正確な業務推進を図ります。
- ◆障害者の雇用について、福祉職場として率先垂範し法定雇用率を上回る障害者雇用を実現します。



役員会の様子



③危機管理体制の強化

- ◆自然災害、感染症の発生など非常事態に迅速、的確に対応できるよう、BCP（事業継続プラン）の適宜の点検、役職員への浸透、定期的な訓練・研修などを推進します。



④会員の拡大と自主財源の確保

- ◆協議体、運動体として、議論を行い、様々な声を反映し、ともに活動を推進するため、より多くの個人・団体の加入を促進するなど会員の拡大を図ります。
- ◆企業や団体に寄付を要請する活動を強化するとともに、ファンレイジング等の活用により広く寄付を募ります。
- ◆研修受講料や保険手数料等自主財源の増嵩を図ります。

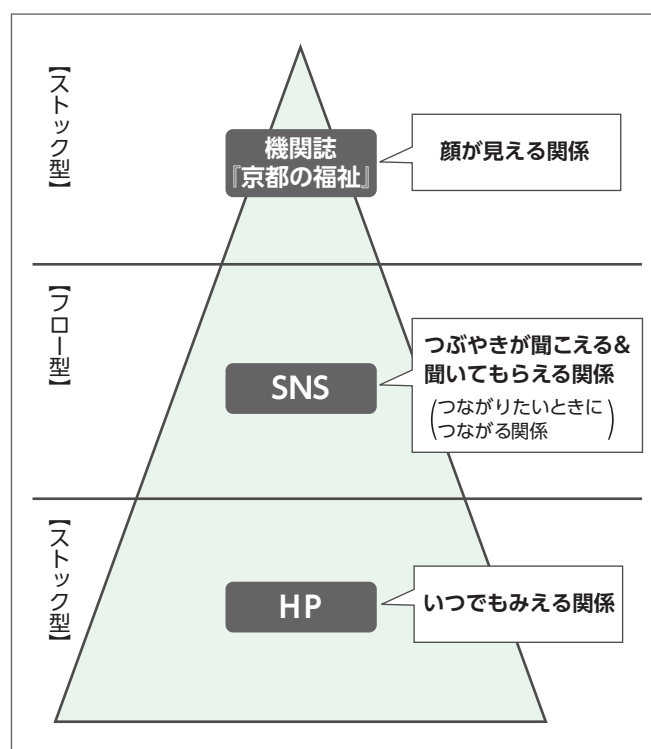
(2) 調査研究と情報発信・広報、シンクタンク機能の強化

① 調査研究機能の強化

- ◆住民の声や市町村社協・福祉施設・地域の関係者との連携協働により、住民ニーズや地域の福祉活動を把握します。
- ◆大学とのコラボレーションや専門家、市町村社協・福祉施設の実践者との連携により様々な福祉課題の調査研究に取り組みます。

② 情報発信・広報の充実

- ◆機関紙「京都の福祉」等の紙媒体、ホームページ・SNS等の通信媒体、プレスリリース等の効果的な活用により、戦略的な情報発信・広報活動を展開します。
- ◆社会福祉の課題や動向、調査研究の成果、京都府社協、市町村社協、福祉施設、当事者団体など実践活動並びに福祉の魅力の紹介などの多様な情報提供や課題提起を行います。
- ◆京都府社協が実施している事業内容や取組の成果、重要性の広報を行い、府民の理解を深め、協力を高めます。



③ シンクタンク機能・ソーシャルアクションの充実

- ◆調査研究の成果の報告や会議だけでなく、必要に応じて事業企画・方針提案に反映します。
- ◆新しい制度や福祉課題の解決方策について、必要な対策や事業を企画、実施するとともに、国、京都府や関係機関に対し政策提言を働きかけるなどソーシャルアクションを行います。

(3) 職員の資質向上と働きやすい職場づくり

①人材育成の充実

◆中期計画の基本理念や使命、推進目標に基づき実行に向けて、事業推進を担う職員が、志と誇りを持って、自ら考え、やりがいを持って仕事をする事ができるよう、求められる職員像の明確化とキャリアパス、職員研修の体系を示す「人材育成方針」を定めて、人材育成を強化します。



職員の打ち合わせ風景

例示

- 生活課題を持つ人の声を聴き、現場から学び、実践をつくり出せる、「知る」、「考える」、「動く」職員を育成します。
- 様々な福祉課題を「我がこと」として、住民に寄り添い、一緒に汗をかき、仕事を進めることができる温かい心と現場力を持った職員を育成します。
- 豊かな感性、倫理的観点からの判断能力、困難を最後までやり遂げる能力を持つ多様な人材を育成します。
- 職員間のコミュニケーションを充実し、職員どうし助け合い、つながりながら、ともに働くことができる職場をつくります。
- 未来の福祉社会について、考え、つながり、高め合うことで化学変化を起こせるような人材を育成します。
- 福祉専門職としての実務能力や専門的知見、企画力、デジタルリテラシー、住民や市町村社協等との協働などコミュニケーション能力などを有する人材を育成します。
- 福祉に携わる者として自覚を持ち、謙虚に学び続け、時代の変化を鋭敏にとらえ、幅広い視野と現場感覚を持って、様々な福祉課題にチャレンジできる職員を育成します。
- OJTとOFF-JTによる研修、資格取得支援などの自己研鑽支援により、人材育成を進めます。
- 職員のキャリアパスに配慮した人事異動方針を明確にします。
- 業務嘱託職員や臨時職員など非正規雇用職員についても、採用や従事する業務内容について方針を明確化するとともに、処遇改善を検討します。
- 管理職や所属長に向けては、広い見識とマネジメント能力の涵養を行うとともに、本人のキャリア形成の希望と組織目的のベクトル合せができるような人材育成を進めます。
- 職員のモチベーションアップやスキルアップ、創意工夫を図り、職員の成長を促すために、目標管理を実施します。

②健康で働きやすい環境の整備

- ◆職員がやりがいを持って働けるように、仕事の進め方の見直し、ICTやクラウドシステムの活用などテクノロジーの活用、意思疎通の向上による働き方改革を進めます。
- ◆執務室の整理・整頓・清掃の徹底、安全衛生管理対策の充実など、職員が快適に働ける職場環境をつくれます。
- ◆ハラスメント防止対策やメンタルヘルスの取組の推進など、職員が安心して働ける環境を整備します。



4章

計画の推進体制

1

市町村社協、社会福祉法人、民生児童委員、当事者団体、専門職団体、NPO、行政等との連携・協働による推進

2

計画の進行管理

◆本計画について、住民、市町村社協、社会福祉法人・福祉施設、民生・児童委員、当事者団体、専門職団体、NPO、行政等に情報発信、広報を行い広く伝えるとともに、京都府社協の役割と活動内容等について、住民等の理解と協働を得るよう努めます。

◆計画を着実に推進し、目標の実現を図るため、次の取組を行います。

- 本中期計画に基づき、毎年度、社会情勢変化や新たな地域生活課題に対応する、数値目標も掲げる具体的な「年度事業計画(アクションプラン)」を策定して、理事会・評議員会の議決を経て決定します。
- 事業の進行管理について、事業管理シートを活用して、その進行状況について、検証・評価を行い、理事会・評議員会に報告し、法人全体で共有します。
- 検証・評価を受けて、次年度以降の計画策定に反映させるなど、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



用語解説

(50音順)

RPA

Robotic Process Automation の略です。人間がコンピュータを操作して行うことを、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替することで務の効率化や低コスト化を進めることができます。

アウトリーチ

心身の不調・障害等で来所することが難しい人や、以前は支援を受けていたが今は支援が途切れてしまっている人、支援を不要だと拒んでいる人を支援につなげるために出向くことです。来所時の相談だけでは分からない情報を得たり、関係機関と情報共有するために出向くこともあります。

アカウントビリティ

事業運営の透明性を図るため、組織が自らの行動や成果に対して責任を持ち、説明責任を果たすことです。

温ったか京都・寄り添いワーカー

京都府社協が、新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付の償還支援業務及び生活支援業務について一体的な事業実施を推進するため、各市町村社協に配置した支援員の呼称です。窓口相談及びアウトリーチによる償還相談支援や償還猶予中の借受世帯への相談支援等、借受人それぞれの実情に応じたフォローアップ支援を実施します。

ウェルビーイング

心身の健康と人生への幸福感・満足感、人や社会とのつながりなどのことです。

運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、相談・助言・調査又はあっせんを行う社会福祉法に規定された第三者機関です。都道府県社協に設置され、委員は社会福祉、法律または医療に関する学識経験者で構成されます。

エンパワメント

ハンディキャップやマイナス面に着目して支援するのではなく、その人の長所、力、強さに着目して支援することです。

絆ネット

様々な見守り団体が地域の課題の解決に向けて、円滑に調整・支援を行うため、各団体間で横断的な連携に取り組むネットワークの呼称です。

共同募金会

共同募金運動を推進するための組織として、都道府県ごとに設置されています。共同募金で集まった寄付は、こども、高齢者、障害者等を支援する福祉活動や災害時支援に用いられます。

きょうとこどもの城づくり

京都府は、平成27年に3月に策定した「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた施策を展開しています。きょうとこどもの城づくり事業はその中心的施策です。子ども食堂を運営する民間団体の取組の支援や、子どもの生活支援・学習支援等を実施する居場所提供、ひとり親家庭の親への資格取得・高卒認定試験合格等に向けた学び直しの支援等の取組も実施されています。

クラウドシステム

コンピューターの利用形態の一つで、インターネットを通じて必要なサービスを利用できます。

ケアリーバー

児童養護施設や里親などの社会的養護の保護(ケア)を離れた(リーバー)こどものことです。ケアリーバーは、進学・就労しながら周囲と関係を作ることへの不安や精神的・経済的不安を抱えることなどにより、孤立した状況に陥りやすくなります。退所者の生活状況の把握等、きめ細やかな支援が必要です。

限界集落

過疎地域にあって、65歳以上の高齢者が人口の半数以上を占め、社会的共同生活を維持するのが困難な状態となっている集落のことです。

権利擁護

高齢者や障害者、子どもを含めて、誰もが持つ自由や安全などの権利を守ることです。特に福祉分野では認知症や障害により自分の意思を伝えることが難しい人や、虐待などの人権侵害から権利を擁護し、侵害された権利を回復する過程でその人の意思決定を尊重する取り組みが重要になっています。

孤独・孤立対策推進法

令和5年5月に成立し、6月に公布された法律です。日常生活若しくは社会生活において孤独を感じたり、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取組、基本理念や国等の責務について定めています。「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指しています。

こども

こども基本法では、こどもを「心身の発達の過程にある者のこと」と定義します。全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記をしています。

こども基本法

令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律です。

こども食堂

無料または低料金でこどもや地域の人々に食事を提供する活動です。こどもの貧困や孤食への対策となるほか、学習支援、地域の居場所としての機能を持つケースも多いです。

こども大綱

こども大綱は、国のこども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めたものです。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりする人のことです。イギリス発祥のコミュニティケアに焦点をあてた社会福祉実践方法です。

コロナ特例貸付

生活福祉資金貸付制度のうち、コロナ禍により、緊急かつ一時的または継続的に生計の維持が困難となった世帯を対象に生活費を特例として実施された貸付です。

災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を推進するための拠点です。被災地でスムーズな災害ボランティア活動を開始し、被災者の生活を早期に復旧させることを目的としています。災害ボランティア活動の啓発や人材育成にも取り組んでいます。

社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人が、制度にとどまらない福祉サービスの担い手として、福祉サービスの利用者だけでなく、地域に暮らす人々を支えるため、地域のニーズに応える取組を実践し、新たな福祉サービスをつくり出すことです。

重層的支援体制整備事業

社会福祉法に規定された「包括的支援体制」を構築するための事業です。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける包括的な支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

受援力

被災した地域が、ボランティアを受け入れるための環境・知恵などのことです。災害ボランティア活動は、被災地の復旧・復興支援、被災者の生活再建支援等に大きな役割を果たしますが、被災地での受け入れ環境が整わずに、ボランティアの力が十分に発揮できない事例もありました。域外から集まってくるボランティアの力を引き出す地域の受援力を高めることが、地域の防災力の向上につながります。

住民主体

住民主体は、社会福祉協議会基本要項 2025 に示されているように、社協のすべての活動・事業及び組織経営は、住民主体の理念に基づいて展開されます。地域福祉を推進していく基本的な主体は地域社会に暮らす住民自身であり、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成、組織化を基礎とすることです。

生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位で、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付制度です。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る人を選ぶことで法律的に支援する制度です。「法定後見制度」（補助、補佐、後見）、「任意後見制度」の2種類があります。

ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことです。

ダブルケアラー

育児と介護に同時に携わる際の負担等の問題を抱える人、あるいは世帯のことです。（晩婚化と出産年齢の高齢化が背景にあると言われています。）

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力不安のある方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用にかかる手続き、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を区市町村社協等で実施します。

DWAT

災害時の一般避難所等において生活を送る災害時要配慮者に対し、日常的な支援を行う福祉専門職で構成されるチームです。平常時から地域の防災訓練等に参加し、災害に強い地域づくりを目指し様々な活動をしています。

8050 問題

ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題です。「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれています。

BCP（事業継続プラン）

災害時や感染症発生時等でも優先度の高い業務の実施体制が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や平常時の訓練、不足する資源の確保等について定めたものです。

フードパントリー

食糧支援を必要とする人等を対象に無料で食品を提供する取組のことで、

包括的な支援体制

制度の狭間や複合的なニーズに対応できるよう多機関が連携・協働し、福祉、住まい、就労、医療、生活支援等が包括的に確保される体制のことで、社会福祉法では包括的な支援体制の整備は行政の責務で進めるとされています。

身元保証

入院や施設への入所などの際に、緊急時の対応などのために求められることがあります。身寄りのない人や頼れる親族などがいない人がサービスを受けられないケースが問題となっています。

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

ワークライフバランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活をするということです。

わかプロジェクト

京都府内の複数の社会福祉法人が参画し、既存の福祉制度だけでは十分に対応できない課題に対して、解決を目指した活動を展開する事業です。社会福祉法人が求められる地域における公益的な取り組みの1つです。

※内閣府、厚生労働省、子ども家庭庁、京都府、裁判所等のHP・パンフレットや全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会の事業計画等を参考に作成しています。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 中期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下、「本会」と言う。）が中期計画の改定に際し、地域福祉推進の情勢動向を踏まえ、本会が取り組むべき課題や方向性、具体的な事業等を検討することを目的に、中期計画策定委員会（以下、「策定委員会」と言う。）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、中期計画の原案策定に関して、次のことを会長に答申する。

- (1) 地域福祉の情勢動向に関する事
- (2) 今後、本会が取り組むべき課題及び方策に関する事
- (3) 今後、本会が取り組むべき具体的な事業等に関する事
- (4) その他、会長が本会中期計画策定に必要であると認めた事項

(委員)

第3条 策定委員会の委員は次に掲げる8名以内の者で構成し、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 京都府内市町村社会福祉協議会の職員である者
 - (3) 民生委員・児童委員である者
 - (4) 社会福祉施設関係者である者
 - (5) 社会福祉団体関係者である者
 - (6) 社会福祉関連分野関係者である者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長、及び副委員長を置く。

- 2 委員長、及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

(委員報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬は会長が別に定める報酬に従って支給する。

- 2 委員が委員会出席等のために要した旅費は、京都府社会福祉協議会旅費規程に準じて支給する。
- 3 その他、中期計画策定のために委員が負担した経費は、実費を支給する。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、本会総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるものの外、策定委員会の運営につき必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

中期計画協議の開催日・開催回数等

京都府社会福祉協議会中期計画策定委員会 委員名簿

氏名	役職名
◎空閑 浩人	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
○中村 佐織	京都府立大学名誉教授
安保 千秋	弁護士
田村 順代	京都府民生児童委員協議会理事
櫛田 啓	みねやま福祉会常務理事
前田 武蔵	京都障害児者親の会協議会会長
西野 美穂	長岡京市社会福祉協議会事務局長
松尾 勇也	南丹市社会福祉協議会事務局次長

◎ 委員長 ○ 副委員長

中期計画策定委員会等開催日

令和6年5月30日	第1回中期計画策定委員会
令和6年8月8日	第2回中期計画策定委員会
令和6年9月25日	第3回中期計画策定委員会
令和6年10月21日	第4回中期計画策定委員会
令和6年12月16日	第5回中期計画策定委員会
令和7年1月27日	第6回中期計画策定委員会（シンポジウム形式で開催）
令和7年2月25日	第7回中期計画策定委員会

局内協議等

[コアメンバー会議]

参加者：5年後の京都府社協を支える職員

内容：第6次中期計画期間中の重点方針・重点的な取り組み、
府社協の役割・機能、府社協職員の役割の検討

開催回数：6回（期間：令和6年9月4日～12月4日）

[リーダー会議]

参加者：グループ会議のリーダーを務めた若手職員

内容：グループ会議の議論内容の共有等

開催回数：2回（令和6年7月4日～7月31日）

[グループ会議]

参加者：全職員（部・課を横断したグループを編成）

内容：ロジックモデルに基づいて、京都府社協の目指すべき社会、
5年後の目指す姿、現状・課題、必要な活動・取り組みについて議論

開催回数：16回（期間：令和6年7月17日～8月23日）

[管理職による意見交換]

開催回数：2回（期間：令和6年11月19日～12月3日）

[各課での意見交換]

内容：中期計画（中間案）の全体の構成や表現、5年後までの
各課事業展開について

開催回数：11回（期間：令和6年11月25日～11月29日）

[その他打ち合わせ（本会役員や策定委員会委員との意見交換含む）]

開催回数：27回（期間：令和6年5月15日～令和6年12月17日）

[アンケート形式での最終案に関する意見集約（全職員対象）]

1回（期間：令和7年2月14日～令和7年2月20日）

第6次中期計画

2025年4月1日 第1刷 発行

発行 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375

編集デザイン 株式会社プラメイク

表紙イラスト にしやひさ

印刷 株式会社プリントパック

令和7年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額			
賠償事故	身体賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償 (1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償 (期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと 1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



社会福祉法人
京都府社会福祉協議会